

介護保険のサービスの種類

令和3年4月
蕨市介護保険室

《 自 宅 で 利 用 す る サ ー ビ ス 》

訪問型サービス※1

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や調理、洗濯掃除などの生活援助を行います。

- 食事、入浴、排せつ
- 体位変換、衣服の交換
- 声かけ、見守り援助
- 掃除、洗濯、調理
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取りなど

利用者負担額の例（1割負担の場合）
1週に2回程度必要な場合
月額 2,449 円～

※本人以外のための家事、金銭等の管理、庭の手入れ、部屋の模様替え、留守番などサービスは、保険の対象外です。本人の自立支援等のため、必要と認められたサービスが保険対象となります。

介護予防訪問入浴介護

自宅に浴室が無いなどの理由で入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）
1回 888 円～

介護予防訪問看護

看護師等が自宅を訪問し、医師の指示に基づき療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）
指定訪問看護ステーションの看護師、30分以上1時間未満の場合
1回 826 円～

介護予防訪問リハビリテーション

通院が困難な方に対して、医師の指示の下、リハビリの専門職が自宅を訪問し、心身の機能の維持、回復等のためのリハビリテーションを行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）
1回 317 円～

介護予防居宅療養管理指導

通院等が困難な方に対して、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、利用者（若しくはその家族等）及びケアマネジャーへ療養上の管理指導、情報提供を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）
歯科医師が行う場合
1回 514 円～

※1：介護予防・日常生活支援総合事業（市が地域の実情等に応じた基準により実施する事業。従前の介護予防サービスから移行したもの）

《 自宅から通って利用するサービス 》

通所型サービス※1

デイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、入浴及び食事の提供、その他社会的な交流や日常生活上の世話、機能訓練を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要支援1の場合
月額 1,717 円～

要支援2の場合
月額 3,521 円～

介護予防認知症対応型通所介護※2

自宅で生活する認知症の方がデイサービスセンター等に通所して受けるサービスです。食事や入浴などの介護、日常生活上の世話、機能訓練を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要支援1（3時間以上4時間未満）の場合
1回 490 円～

要支援2（8時間以上9時間未満）の場合
1回 1,022 円～

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所等の施設に通所して受けるサービスで、心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要支援1の場合
月額 2,122 円～

要支援2の場合
月額 4,132 円～

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所して受けるサービスで、食事、入浴、排せつ等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要支援1の場合
1日 490 円～

要支援2の場合
1日 609 円～

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所して受けるサービスで、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

利用者負担額の例（1割負担・介護老人保健施設の場合）

要支援1の場合
1日 593 円～

要支援2の場合
1日 741 円～

※1：介護予防・日常生活支援総合事業（市が地域の実情等に応じた基準により実施する事業。従前の介護予防サービスから移行したもの）

※2：地域密着型サービス（市内の事業所が各市被保険者を対象に実施することを原則とするサービス）

《 自 宅 の 環 境 を 整 え る サ ー ビ ス 》

介護予防福祉用具貸与

日常生活上の自立を助けるため、福祉用具の貸与を行います。
軽度者（要支援1・2、要介護1）の場合、原則⑦⑧⑨⑩のみ利用可です。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①車いす | ⑧スロープ（取付工事不要のもの） |
| ②車いす付属品（クッションなど） | ⑨歩行器 |
| ③特殊寝台 | ⑩歩行補助杖 |
| ④特殊寝台付属品（マットレスなど） | ⑪認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑤床ずれ防止用具 | ⑫移動用リフト |
| ⑥体位変換器 | ⑬自動排せつ処理装置 |
| ⑦手すり（取付工事不要のもの） | |

利用者負担額の例（1割負担の場合）

⑦手すりの場合
月額 300円～

指定事業者からの貸与が給付の対象です。
料金は、商品や指定事業者により異なります。

介護予防特定福祉用具購入

日常生活上の自立を助けるため、福祉用具（貸与になじまないもの）を購入したときに購入費の一部を支給します。

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| ①腰掛便座（ポータブルトイレ） | ④簡易浴槽 |
| ②自動排せつ処理装置の交換可能部品 | ⑤移動用リフトのつり具の部分 |
| ③入浴補助用具（シャワーチェア、浴槽台、浴槽用手すり など） | |

購入前にケアプランに位置付けられ、購入後に支給申請が必要です。

支給限度基準額：年間（4月～翌3月）10万円
料金は、品目や指定事業者によって異なります。

介護予防住宅改修

日常生活上の自立を助けるため、事前に届け出を行い、自宅を改修（手すりの設置、段差の解消など）したときに、改修費の一部を支給します。

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| ①手すりの取付け | ④引き戸等への扉の取替え |
| ②段差の解消 | ⑤洋式便器等への便器の取替え |
| ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 | ⑥その他、
①～⑤に付帯して必要な工事 |

事前（施工前）の確認申請と、事後（施工後）の支給申請が必要です。

支給限度基準額：原則、同一の住宅で20万円

《 生活の場を自宅から移して利用するサービス 》

介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入所している方に対し、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要支援1の場合
1日 187 円～

要支援2の場合
1日 320 円～

介護予防認知症対応型共同生活介護※2

認知症の方に対し、共同生活を営む住居で入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
（要支援1の方は利用不可）

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要支援2の場合
1日 781 円～

《 上記に分類されないサービス 》



介護予防小規模多機能型居宅介護※2

「通い」を中心として利用者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、切れ目のないサービスを提供することで、生活のリズムを整え、在宅での生活を継続的に支援します。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要支援1の場合
月額 3,552 円～

要支援2の場合
月額 7,178 円～

介護予防支援

地域包括支援センターのケアマネジャー等がケアプランの作成や、サービス提供事業者との連絡調整などを行います。

利用者負担額

自己負担はありません。費用は全額、各市（保険者）から支払われます。

※2：地域密着型サービス（市内の事業所が各市被保険者を対象に実施することを原則とするサービス）

《 自 宅 で 利 用 す る サ ー ビ ス 》

訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や調理、洗濯掃除などの生活援助を行います。

<ul style="list-style-type: none"> ● 食事、入浴、排せつ 	利用者負担額の例（1割負担の場合） 身体介護（30分以上1時間未満） 1回 413 円～ 生活援助（20分以上45分未満） 1回 191 円～ 通院等のための乗降の介助 1回 104 円
身体介護 <ul style="list-style-type: none"> ● 体位変換、衣服の交換 ● 声かけ、見守り援助 など 	
生活援助 <ul style="list-style-type: none"> ● 掃除、洗濯、調理 ● 生活必需品の買い物 ● 薬の受け取りなど 	
通院等のための乗降の介助	

※本人以外のための家事、金銭等の管理、庭の手入れ、部屋の模様替え、留守番などサービスは、保険の対象外です。本人の自立支援等のため、必要と認められたサービスが保険対象となります。

夜間対応型訪問介護※2

夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせるサービスです。

利用者負担額の例（1割負担の場合）	
オペレーションセンター部分 月額 1,069 円～	オペレーションセンター・定期巡回・随時訪問 月額 2,918 円～

訪問入浴介護

寝たきりなどの理由で入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合） 1回 1,313 円～

訪問看護

看護師等が自宅を訪問し、医師の指示に基づき療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合） 指定訪問看護ステーションの看護師、30分以上1時間未満の場合 1回 856 円～

※2：地域密着型サービス（市内の事業所が各市被保険者を対象に実施することを原則とするサービス）

《 自宅で利用するサービス 》

定期巡回・随時対応型訪問介護看護※2

1日に複数回の定期的な短時間の訪問、随時対応による介護・看護サービスを訪問介護と訪問看護の一体的又は密接な連携により提供します。

利用者負担額の例（1割負担・看護なしの場合）

要介護1の場合
月額 5,937 円～

要介護5の場合
月額 26,914 円～

訪問リハビリテーション

通院が困難な方に対して、医師の指示の下、リハビリの専門職が自宅を訪問し、心身の機能の維持、回復等のためのリハビリテーションを行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

1回 317 円～

居宅療養管理指導

通院等が困難な方に対して、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、利用者（若しくはその家族等）及びケアマネジャーへ療養上の管理指導、情報提供を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

歯科医師が行う場合
1回 514 円～

※2：地域密着型サービス（市内の事業所が本市被保険者を対象に実施することを原則とするサービス）

《 自宅から通って利用するサービス 》

通所介護・地域密着型通所介護※2

デイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、入浴及び食事の提供、その他社会的な交流や日常生活上の世話、機能訓練を行います。

地域密着型通所介護：定員18名以下の小規模な通所介護

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要介護1（3時間以上4時間未満）の場合
1回 378円（427円※2）～

要介護5（8時間以上9時間未満）の場合
1回 1,194円（1,397円※2）～

認知症対応型通所介護※2

自宅で生活する認知症の方に、デイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、食事や入浴などの介護、日常生活上の世話、機能訓練を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要介護1（3時間以上4時間未満）の場合
1回 560円～

要介護5（8時間以上9時間未満）の場合
1回 1,518円～

通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所等の施設に通所して受けるサービスで、心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要介護1（1時間以上2時間未満）の場合
1回 379円～

要介護5（7時間以上8時間未満）の場合
1回 1,415円～

短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所して受けるサービスで、食事、入浴、排せつ等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要介護1の場合
1回 660円～

要介護5の場合
1回 946円～

短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所して受けるサービスで、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要介護1の場合
1回 773円～

要介護5の場合
1回 993円～

※2：地域密着型サービス（市内の事業所が本市被保険者を対象に実施することを原則とするサービス）

《 自 宅 の 環 境 を 整 え る サ ー ビ ス 》

福祉用具貸与

日常生活上の自立を助けるため、福祉用具の貸与を行います。
軽度者（要介護1以下）の場合、原則⑦⑧⑨⑩のみ利用可です。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①車いす | ⑧スロープ（取付工事不要のもの） |
| ②車いす付属品（クッションなど） | ⑨歩行器 |
| ③特殊寝台 | ⑩歩行補助杖 |
| ④特殊寝台付属品（マットレスなど） | ⑪認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑤床ずれ防止用具 | ⑫移動用リフト |
| ⑥体位変換器 | ⑬自動排せつ処理装置 |
| ⑦手すり（取付工事不要のもの） | |

利用者負担額の例（1割負担の場合）

⑦手すりの場合
月額 300 円 ～

料金は、品目や指定事業者によって異なります。

特定福祉用具購入

日常生活上の自立を助けるため、福祉用具（貸与になじまないもの）を購入したときに購入費の一部を支給します。

- | | |
|------------------------------------|----------------|
| ①腰掛便座（ポータブルトイレ） | ④簡易浴槽 |
| ②自動排せつ処理装置の交換可能部品 | ⑤移動用リフトのつり具の部分 |
| ③入浴補助用具（シャワーチェア、浴
槽台、浴槽用手すり など） | |

購入前にケアプランに位置付けられ、購入後に支給申請が必要です。

支給限度基準額：年間（4月～翌3月）10万円
料金は、品目や指定事業者によって異なります。

住宅改修

日常生活上の自立を助けるため、事前に届け出を行い、自宅を改修（手すりの設置、段差の解消など）したときに、改修費の一部を支給します。

- | | |
|-------------------------------------|------------------------|
| ①手すりの取付け | ④引き戸等への扉の取替え |
| ②段差の解消 | ⑤洋式便器等への便器の取替え |
| ③滑りの防止及び移動の円滑化等のた
めの床又は通路面の材料の変更 | ⑥その他、
①～⑤に付帯して必要な工事 |

事前（施工前）の確認申請と、事後（施工後）の支給申請が必要です。

支給限度基準額：原則、同一の住宅で20万円

《 生活の場を自宅から移して利用するサービス 》

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護※2

指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入所している方に対し、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

地域密着型特定施設入所者生活介護：定員29名以下の小規模な施設

利用者負担額の例（1割負担の場合）※地域密着型サービスの場合も同額

要介護3の場合

1日 553 円（557 円※2）～

要介護5の場合

1日 829 円（836 円※2）～

認知症対応型共同生活介護※2

認知症の方に対し、共同生活を営む住居で入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要介護1の場合

1日 785 円～

要介護5の場合

1日 882 円～

※2：地域密着型サービス（市内の事業所が蕨市被保険者を対象に実施することを原則とするサービス）

《 指定施設に入所して受けるサービス 》

介護老人福祉施設入所者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※2

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

寝たきりなど介護度が高い要介護者が、長期入所することが可能な介護保険施設です。（原則、要介護3以上の方が対象となります。）

地域密着型介護老人福祉施設：定員29名以下の小規模な施設

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要介護3の場合

1日 732 円（742 円※2）～

要介護5の場合

1日 871 円（884 円※2）～

介護老人保健施設

病院の退院後の要介護者など、症状が安定し入院治療は必要のない方であって、在宅生活・在宅復帰に向けたリハビリテーションが必要な要介護者に対し、看護、医学的な管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行います。

作業療法士や理学療法士等によるリハビリテーション体制の充実した介護保険施設です。（原則、長期間入所することはできません。）

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要介護1の場合

1日 734 円～

要介護5の場合

1日 951 円～

介護療養型医療施設

長期療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとにおける介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行います。医療法人により運営されることが多く、常勤の医師、看護師の配置が義務付けられていることから医療ケアが充実した介護保険施設です。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要介護1の場合

1日 663 円～

要介護5の場合

1日 1,186 円～

介護医療院

病院・診療所などの医療提供施設において、長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供し、ターミナルケア、生活施設としての機能を兼ねた施設サービスを行います。

平成30年度制度改正より創設された制度で、今後廃止が予定されている「介護療養型医療施設」などから転換が見込まれています。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要介護1の場合

1日 734 円～

要介護5の場合

1日 1,285 円～

※2：地域密着型サービス（市内の事業所が各市被保険者を対象に実施することを原則とするサービス）

《 上記に分類されないサービス 》



小規模多機能型居宅介護※2

「通い」を中心として利用者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、切れ目のないサービスを提供することで、生活のリズムを整え、在宅での生活を継続的に支援します。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要介護1の場合
月額 10,768 円～

要介護5の場合
月額 28,013 円～

看護小規模多機能型居宅介護※2

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ同一の事業所からサービスを受けることができます。医療ニーズに対応した小規模多機能型居宅介護を受けることができます。

利用者負担額の例（1割負担の場合）

要介護1の場合
月額 12,849 円～

要介護5の場合
月額 32,422 円～

居宅介護支援

居宅介護支援事業所のケアマネジャー等がケアプランの作成や、サービス提供事業者との連絡調整などを行います。

利用者負担額

自己負担はありません。費用は全額、各市（保険者）から支払われます。

※2：地域密着型サービス（市内の事業所が各市被保険者を対象に実施することを原則とするサービス）

